

「建設工事では中・小型トラックが広く使用され、それに伴う労働災害が多発している。はさまれ、轢かれ、逸走、転落など多様である」

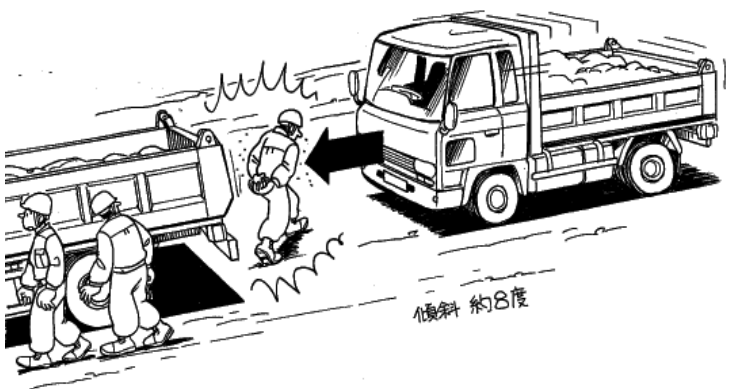
一般的にトラック（貨物自動車）は、大型、中型、小型、軽に分類され、道路運送車両法の保安基準では、貨物自動車は、軽トラック以外は小型トラック（積載量2 t未満）、普通トラック（中型・積載量2 t以上5 t未満）、大型トラック（5 t以上）に分類しています。

また、労働安全衛生規則では、貨物自動車は、車両系荷役運搬機械等（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、不整地運搬車、構内運搬車）に該当します（安衛則第151条の2）。

安衛則でいう「貨物自動車」とは、専ら荷を運搬する構造の自動車で、安衛則 151条の65～76に定められています。なお、ダンプトラック、タンクローリー、トレーラー等は貨物自動車に含まれます。

平成19年度の建設業における死亡災害 461件のうち、中・小型トラックによる死亡災害は、土木15件、建築2件、木造・設備で6件と、全体の約5%を占めています。その内訳は、半数が交通事故で、残りの半数は、場内での逸走や後退によるものです。

① 坂道に停車した 2 t ダンプが逸走し はさまれる



被災状況

被災者（トラック運転手）は2 t ダンプを運転し、同僚が運転するドラグショベルと4 t ダンプと共に、公道の維持補修工事箇所に向かった。途中、道路に窪みがあるのを発見、車を降りて3人で埋め戻しをするかどうか打合せを行い、埋め戻しはしないことにした。被災者が車両に戻る途中、坂の上方に停めていたダンプが逸走してきて、4 t ダンプとの間に頭部をはさまれた。

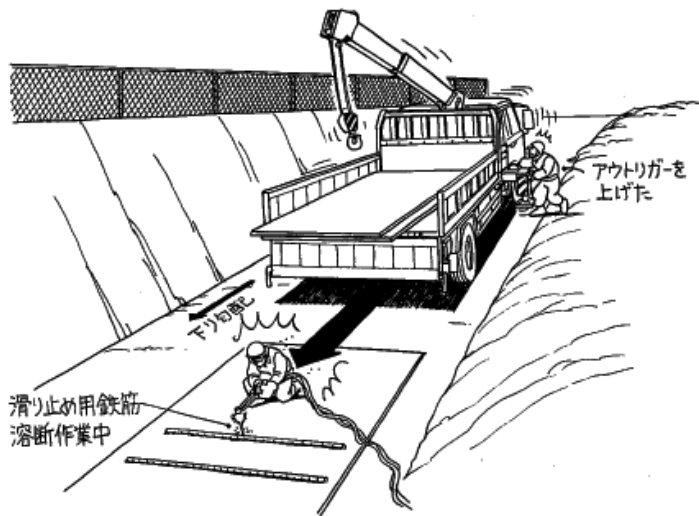
原因と対策

坂道には、下方からドラグショベル、4 t ダンプ、2 t ダンプの順に停車していた。勾配は、約8度（14%）で急な勾配です。

原因として、被災者は降車の際に、サイドブレーキを十分に引いていなかった。道路の坂道でやむを得ず停車する時は、車輪止め（歯止め）をタイヤに掛けます。また、被災者は普段から腰をかがめて両手を後ろに組み、下を向いて歩く癖があり、被災時も急な坂道を前かがみの姿勢で歩いていたため、逸走してきたダンプに気づくのが遅れたようです。

（危険軽視・悪習慣）

② 斜路をバックで 逸走してきたトラックに 轢かれる



被災状況

被災者（鍛冶工54歳、経験25年）は、資材搬出入斜路の敷鉄板を撤去・搬出するため、敷鉄板の滑り止め鉄筋をガス溶断していた。斜路の上では鉄筋溶断の済んだ鉄板を積載型トラッククレーン（4 t 積み）に積み込んでいた。運転手が車を移動しようとアウトリガーを上げたとき車両が逸走し後ろ向きで作業を行っていた被災者を轢いた

原因と対策

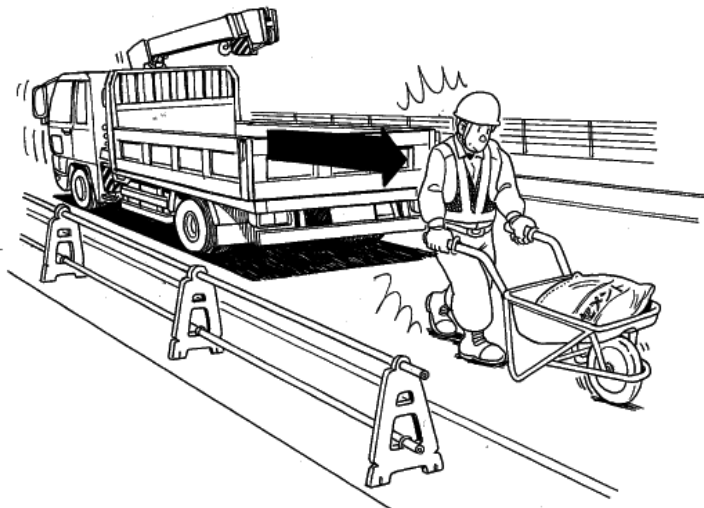
斜路の勾配は10%程度。トラックのサイド

ブレーキを引き忘れたか、利きが甘かった可能性があった。

斜路・坂道で車を止めるときは、サイドブレーキのほかに車輪止め（歯止め）を使用することで逸走を防ぐことができます。また、ギヤは平地や下り坂ではバック、上り坂ではローに入れ、AT車では「P」に入れておきましょう。誘導者の選任や、敷鉄板の滑り止め撤去作業は前日に終えておくなど上下または、輻輳しないよう配慮が必要です。

（危険軽視・安易・パニック状況・単調反復・動作による意識低下）

③ ネコ車でセメントス袋を運搬中 後退してきたトラックに 轢かれる



被災状況

国道の片側車線を交通規制し、新たに歩道を設置する工事中、被災者（土工68歳、経験8年）はネコ車でセメント袋を運んでいた。資材の搬入及び搬出のため、積載型トラッククレーンを後退中、被災者が背後から轢かれ死亡した。

原因と対策

トラックは資材を荷降ろし後、不要のヒューム管を搬出するため、場内をバックで走行しました。被災者はトラック荷台後方の左側に位置

し、運転手は窓から身を乗り出して運転していたため、運転席側と反対側になる被災者が“死角”に入り、気づかなかったものと思われます。

誘導員の配置または接触を防止するため立入禁止措置が必要です。

運転手には搬出指示がありましたが、被災者にはこの情報が伝達されてなかった。ありふれた日常的な行動でも、あるとき“災害”にかかわるのです。毎日変わる工事状況の伝達は重要で、朝礼や打合せの大切さが分かります。

（無知・教育不足・危険軽視・安易・中高年の機能低下）

④ 掘削残土積み込み中に 後退してきた4tダンプに はさまれる



被災状況

工場敷地内で側溝の掘削作業において、ドラグショベル（0.25m³）で掘削残土を4tダンプに積み込む作業を行っていた。被災者（土工54歳、経験10年）は、トラックを運転しドラグショベルの近くに停め、車から降りて積み荷のランマーを降ろそうとした時、後退してきたダンプと停車中のトラックの間にはさまれた。

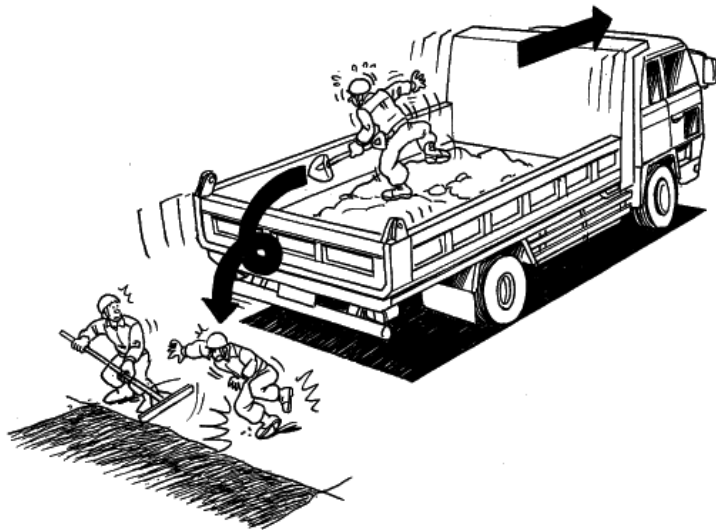
原因と対策

ダンプ運転手は、後方の安全確認を怠り車両を後退させました。後退の際、被災者が左側バックミラーの死角に入り、確認できなかった。被災者は作業中のドラグショベルの稼働旋回範囲内に不用意に立ち入りました。

事業者は重機との接触防止のために立入禁止措置、または誘導者を配置する必要があります。

（危険軽視・安易）

⑤ 4tダンプが急発進し 荷台から 振り落とされる



被災状況

被災者（舗装工63歳、経験39年）は、アスファルト合材を積んだ4tダンプの荷台に乗り、合材の手下ろし作業を行っていた。ダンプ運転手が、荷台上の被災者に気づかずに急発進させたため、被災者は荷台から転落し、負傷した。

原因と対策

原因は、ダンプ運転手が合図もなしに車両を動かし、さらに急発進させた。また被災者はダンプ運転手に連絡をせず荷台に乗った。など、

ダンプ運転手と被災者が連絡・合図・確認を怠ったことにあります。

あおりのある貨物自動車の荷台へ作業者を乗せて場内を走行する場合は、荷の移動防止、あおりを確実に閉じる、貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗らない措置が必要です（安衛側第151条の73）。また、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、荷台に作業者を乗せてはならないことになっています（安衛側第151条の72）

荷台からの墜落・転落災害は多く、十分な注意が必要です。

（危険軽視・錯覚・中高年の機能低下）